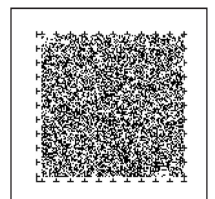


第7期深谷市障害福祉計画 第3期深谷市障害児福祉計画



この計画には音声コードが印刷されています。専用の読上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聴くことができます。

(uni-voice)



令和6年3月
深谷市

誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち ふかや

の実現に向けて



国において、令和6年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の一部を改正する法律」が施行され、障害者等の希望する生活を実現するために障害者等の地域生活や就労の支援の強化等が図られます。また、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を実現するため定められた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、差別の解消の一層の取組を推進しています。

本市における障害福祉施策につきましては、障害者基本法に基づく「深谷市障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「深谷市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「深谷市障害児福祉計画」を、令和3年3月に「深谷市障害者プラン」として一体的に策定し総合的な推進を図ってまいりました。このたび、令和6年3月をもって「第6期深谷市障害福祉計画」及び「第2期深谷市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第7期深谷市障害福祉計画」及び「第3期深谷市障害児福祉計画」を策定いたしました。

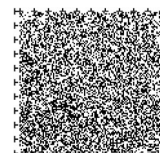
「深谷市障害者プラン」では、基本理念を「誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち ふかや」と掲げております。障害のあるかたの自らの意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活を営むことができるよう、計画に定めた施策・事業の実施や、成果目標の達成に引き続き取り組んでまいりますので、皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりましてアンケート調査に御協力をいただきました皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました「深谷市障害者プラン策定委員会」の委員の皆様、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

深谷市長

小島 進





計画の構成について

■計画の構成

『第1編』総論

- 策定の趣旨や計画の根拠・位置付け、計画の策定体制等を示します。



『第2編』第7期深谷市障害福祉計画

第3期深谷市障害児福祉計画

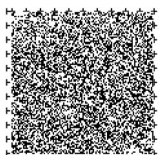
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

- 障害者計画の生活支援の実施計画としても位置付く計画であり、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの事業ごとの見込量ならびに数値目標を示します。



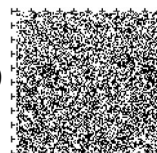
『第3編』計画の推進

- 深谷市障害者プランの推進に当たって、取組を着実に推進するための考え方を示します。

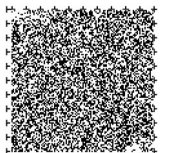


目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の構成・位置付け.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2編 第7期深谷市障害福祉計画・第3期深谷市障害児福祉計画.....	5
第1章 計画の基本的な考え方.....	5
1 基本方針.....	5
2 令和8年度末における成果目標.....	8
第2章 障害福祉サービス等の内容と見込量.....	20
1 施設入所者の地域生活への移行等.....	22
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	31
3 地域生活支援の充実.....	33
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	33
5 発達障害者等に対する支援.....	34
6 障害児支援の提供体制の整備等.....	35
7 相談支援体制の充実・強化等.....	38
8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	39
9 地域生活支援事業の内容と見込み.....	40
第3編 計画の推進.....	45
第1章 計画の推進と進行管理.....	45
1 計画の推進.....	45
2 計画の点検・進行管理.....	46
資料編.....	47
資料1 策定委員会設置要綱.....	47
資料2 委員名簿.....	49
資料3 策定経過.....	50
資料4 統計データ.....	51
資料5 障害者に関するマーク.....	59



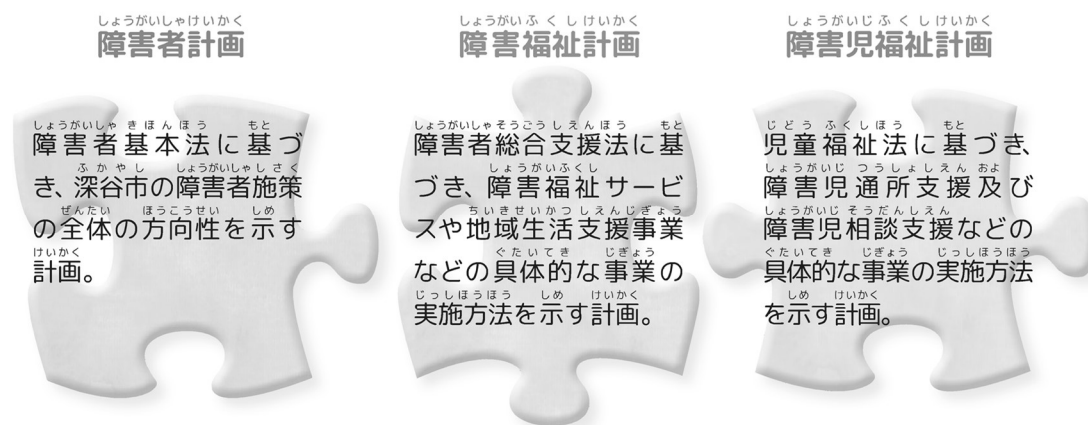
第1編 総論



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

○令和3年3月に『深谷市障害者プラン』として一体的に策定した「第5次深谷市障害者計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）、「第6期深谷市障害福祉計画」及び「第2期深谷市障害児福祉計画」（各計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）のうち、「第6期深谷市障害福祉計画」「第2期深谷市障害児福祉計画」の計画期間が令和5（2023）年度で終了することを受け、「第7期深谷市障害福祉計画」「第3期深谷市障害児福祉計画」を策定するものです。



2 計画の構成・位置付け

■計画の構成

本計画は、「深谷市障害福祉計画」「深谷市障害児福祉計画」で構成されています。

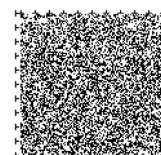
これらの計画は、障害者計画に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けられるものです。

○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、生活支援に関わる障害福祉サービスの実施計画としても位置付く、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量と提供体制について定めるものです。

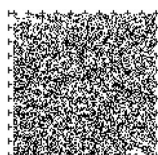
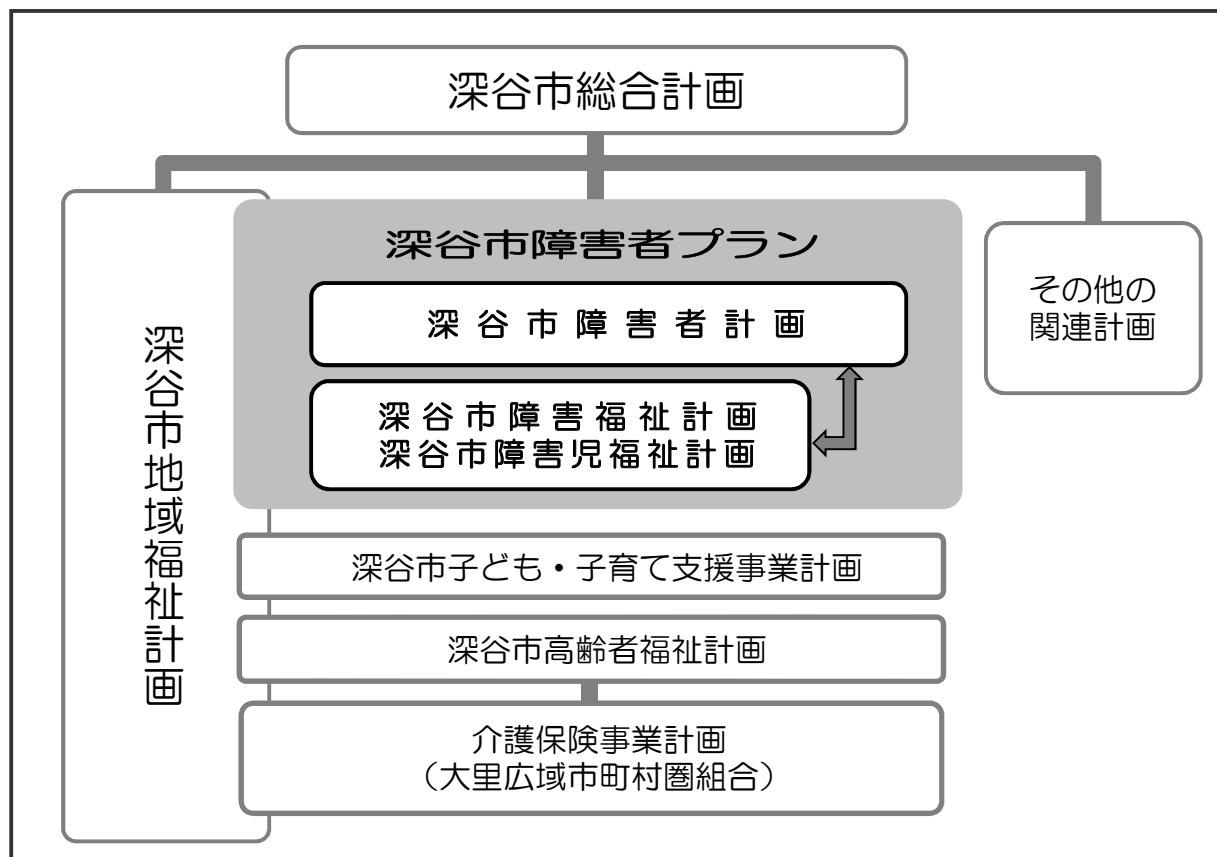
○障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画であり、障害児の通所支援、相談支援の提供体制について定めるものです。障害福祉計画と一体で作成しています。



■計画の位置付け

「深谷市障害者計画」と「深谷市障害福祉計画」「深谷市障害児福祉計画」は、市政の基本指針となる「深谷市総合計画」並びに、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため「深谷市地域福祉計画」と調和を図り策定します。



3 計画の期間

計画期間は、以下のとおりです。

- 「第7期深谷市障害福祉計画」は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。
- 「第3期深谷市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。

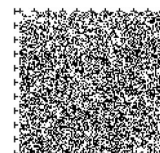
■『深谷市障害者プラン』の計画期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	深谷市障害者プラン					
障害者 基本法	第5次深谷市障害者計画 (6か年)					
障害者 総合支援法	第6期 深谷市障害福祉計画 (3か年)			第7期 深谷市障害福祉計画 (3か年)		
児童福祉法	第2期 深谷市障害児福祉計画 (3か年)			第3期 深谷市障害児福祉計画 (3か年)		

4 計画の対象

計画の対象は、以下のとおりです。

- 「第7期深谷市障害福祉計画」：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病のかた、手帳未取得の障害のあるかた、自立支援医療受給者を対象とします。
- 「第3期深谷市障害児福祉計画」：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（身に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）または治療方法が確立していない疾病等のある児童）を対象とします。



5 計画の策定体制

① 深谷市障害者プラン策定委員会の開催

○障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、市の障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定、進捗管理及び評価に関する検討を行います。

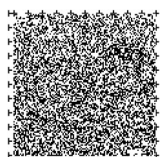
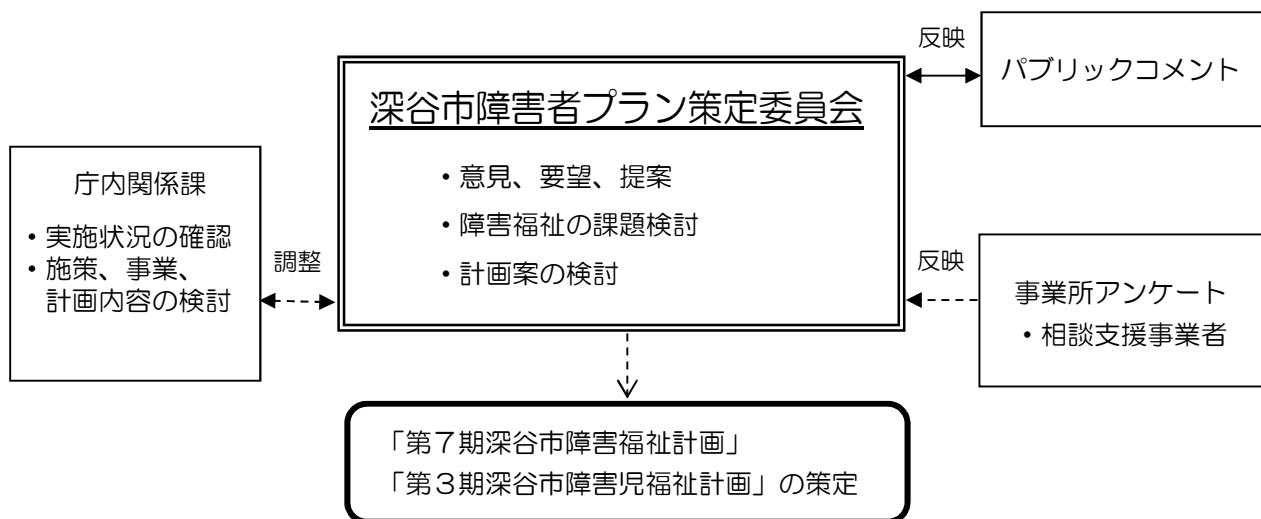
② パブリックコメントの実施

○計画案について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施します。

③ 推進状況の把握（庁内関係所管課等）

○行政の庁内の関係所管課において、各分野の取組状況を把握するとともに、計画内容の調整と検討に当たります。

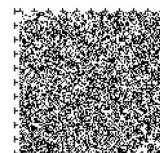
■ 計画策定体制



第2編

第7期深谷市障害福祉計画

第3期深谷市障害児福祉計画



第1章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

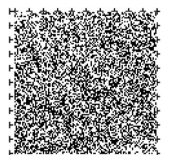
○障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえ、国の基本的な指針に基づき、深谷市の計画の基本方針を定めて取組を推進します。

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- 障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。
- 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、多様なインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。
- 地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望するかたに対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化していきます。

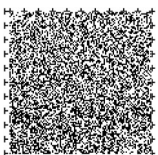


地域共生社会の実現 に向けた取組

- 地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を行っていきます。
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

障害児の健やかな育成 のための発達支援

- 地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた福祉総合相談窓口を整備します。
- 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制や専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。
- 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という）が支援を円滑に受けられるよう、各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置していきます。



障害福祉人材の確保・
定着

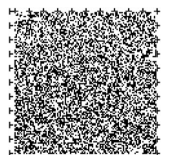
○将来にわたって様々な障害福祉に関する事業を安定的に実施していくためには、それを担う人材を確保し定着を図る必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進とともに、障害福祉の現場が働きがいのある職場となるよう関係者と協力して取り組みます。

障害者の社会参加を
支える取組定着

○障害者の地域における生きがいづくりや社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。

○障害者が文化芸術を享受鑑賞すること、創造や発表等の多様な活動に参加すること、読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受すること等の機会を充実し、障害者の個性や能力の発揮、余暇活動や社会参加の促進を図ります。

○障害者等による情報の取得利用・意思疎通を促進するため、深谷市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する条例に基づき、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。



2 令和8年度末における成果目標

○国の基本的な指針及び県の考え方にに基づき、深谷市における目標値を設定します。

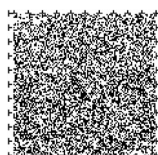
(1) 施設入所者の地域生活への移行

○令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行するかたの数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行するかたの目標値を設定します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 ○施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。 ○令和5年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行者数は国と同様6%以上とする。 ○施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 〈設定しない理由〉 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、本県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

■ 成果目標 ■

項目	数値等	備考
施設入所者数 (A)	155人	令和4年度末時点の入所者数 (施設入所支援を利用しているかたの合計数)
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	10人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行するかたの目標数
【目標値】 地域生活への移行割合	6.4%	(B/A) 国・県の目標は6%以上



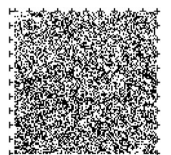
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、関係行政機関や障害福祉・介護事業者が精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、関係行政機関などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ○令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 ○退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■成果目標■

- 埼玉県において、入院中の精神障害者が退院し社会の一員として安心して生活を続けられるよう、退院率の目標値を設定します。



(3) 地域生活支援の充実

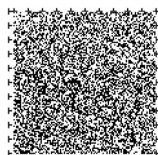
○地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。

○強度行動障害を有するかたに関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

<p>国の基本指針</p>	<p>○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
<p>県の考え方</p>	<p>○国基本指針のとおり。</p>

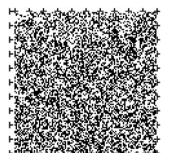
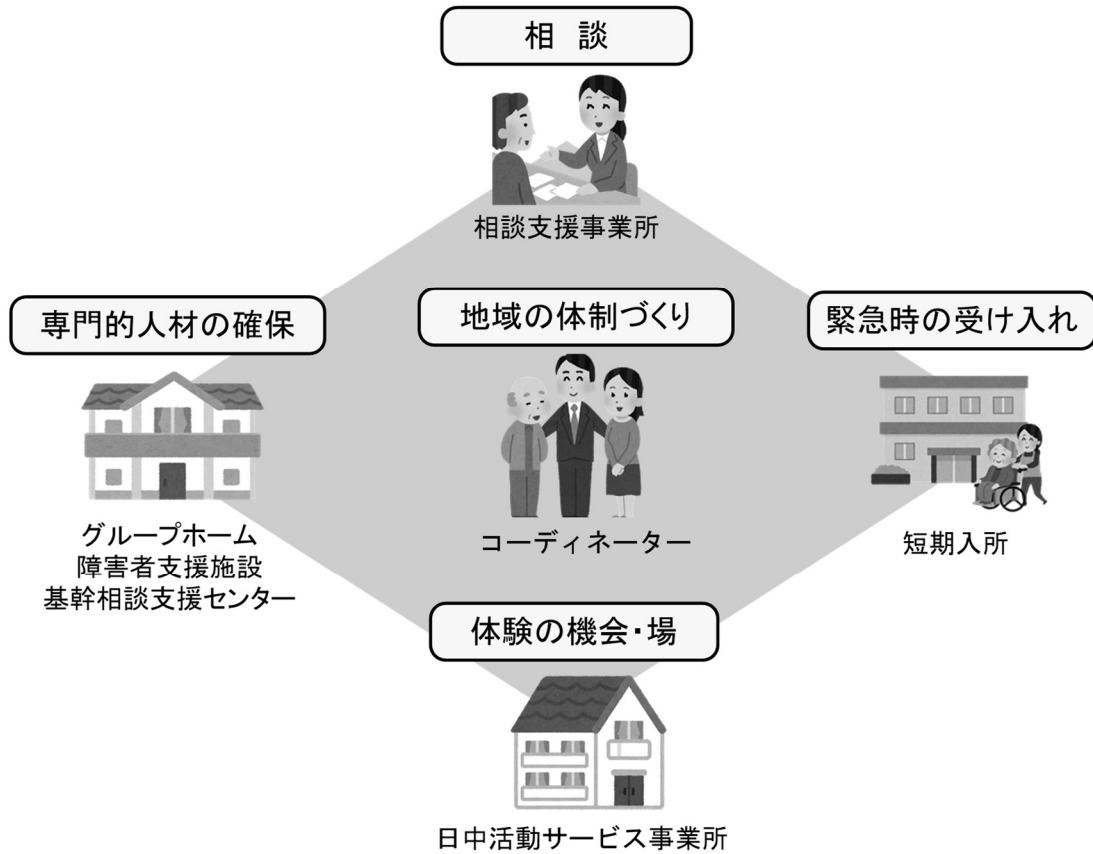
■ 成果目標 ■

項目	数値等	備考
<p>【目標値】 地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築</p>	<p>有</p>	<p>令和8年度末まで、地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無</p>
<p>【目標値】 機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施回数</p>	<p>1回</p>	<p>機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施 ※国の目標値は、年1回以上実施</p>
<p>【目標値】 強度行動障害を有するかたに関し、支援体制の整備</p>	<p>有</p>	<p>強度行動障害を有するかたに対する支援体制の整備の有無</p>



■ 地域生活支援拠点等のイメージ（面的整備型）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備して、障害者の生活を地域全体で支えていくものです。



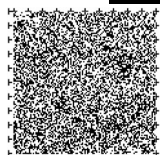
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労支援事業者が確保できるよう、サービス事業者の参入を促していきます。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行するかたの目標値を設定します。

国の基本指針	<p>○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。</p> <p>○就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>○障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p> <p>○一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■ 成果目標 ■

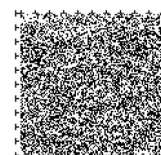
項目	数値等	備考
令和3年度一般就労移行者数 (a)	6人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数 (b)	10人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 一般就労移行の増加割合 (b)/(a)	1.66倍	国の目標値は、1.28倍以上



(うち、就労移行支援事業)	数値等	備考
令和3年度一般就労移行者数 (a)	5人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数 (b)	7人	令和8年度において就労移行支援事業を利用し一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 一般就労移行の増加割合 (b)/(a)	1.40倍	国の目標値は、1.31倍以上
(うち、就労継続支援A型)	数値等	備考
令和3年度一般就労移行者数 (a)	0人	令和3年度において就労継続支援A型事業を利用し一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数 (b)	1人	令和8年度において就労継続支援A型事業を利用し一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 一般就労移行の増加割合 (b)/(a)	—	国の目標値は、1.29倍以上
(うち、就労継続支援B型)	数値等	備考
令和3年度一般就労移行者数 (a)	1人	令和3年度において就労継続支援B型事業を利用し一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数 (b)	2人	令和8年度において就労継続支援B型事業を利用し一般就労へ移行したかたの数
【目標値】 一般就労移行の増加割合 (b)/(a)	2.00倍	国の目標値は、1.28倍以上

就労移行支援事業等

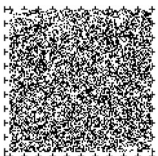
項目	数値等	備考
【目標値】 令和8年度就労移行支援事業所数 (a)	2か所	令和8年度における就労移行支援事業所の数
【目標値】 就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行したかたの割合が5割以上の事業所数 (b)	2か所	一般就労へ移行したかたの割合が5割以上の事業所数
【目標値】 一般就労へ移行したかたの割合が5割以上の事業所の割合 (b)/(a)	100%	国の目標値は、5割以上



就労定着支援事業等

項目	数値等	備考
【目標値】 令和8年度末時点の就労定着支援事業所数 (a)	2か所	令和8年度末時点における就労定着支援事業所の数
【目標値】 令和8年度末時点の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 (b)	2か所	令和8年度末時点における就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の数
【目標値】 令和8年度末時点の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 (b)/(a)	100%	国の目標値は、2.5割以上

項目	数値等	備考
令和3年度就労定着支援事業の利用者数 (a)	7人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者の数
【目標値】 令和8年度就労定着支援事業の利用者数 (b)	10人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者の数
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数の増加割合 (b)/(a)	1.43倍	国の目標値は、1.41倍以上

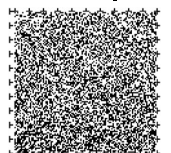


(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの整備及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置・充実及びコーディネーターの配置を進めます。
- 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするため、県が設置する協議の場へ参画します。

国の基本指針

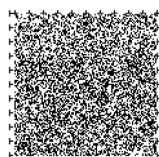
- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ②「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。その際、令和8年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ④令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。



	⑤障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
県の考え方	①国基本指針のとおり。 ②国基本指針のとおり。 ③国基本指針のとおり。 ④国基本指針のとおり。 ⑤国基本指針のとおり（県で対応予定）。

■ 成果目標 ■

項目	数値等	備考
【目標値】 令和8年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1か所	国の目標値は、少なくとも1か所設置
【目標値】 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	国の目標値は、体制の構築
【目標値】 令和8年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	国の目標値は、少なくとも1か所設置
【目標値】 令和8年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	国の目標値は、少なくとも1か所設置
【目標値】 令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	国の目標値は、設置
【目標値】 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置	国の目標値は、設置



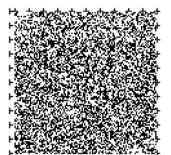
■ 医療的ケアを要する障害児に対する支援：関係機関による連携イメージ

※協議の場の設置について

地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置していきます。協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行っていくものです。



厚生労働省資料より



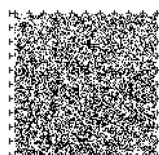
(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 「基幹相談支援センター」において、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

<p>国の基本指針</p>	<p>○相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>○基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。</p> <p>○地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
<p>県の考え方</p>	<p>○国基本指針のとおり。</p>

■成果目標■

項目	数値等	備考
<p>【目標値】 令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置</p>	<p>設置</p>	<p>国の目標値は、設置</p>
<p>【目標値】 協議会における個別事例検討の実施の体制の確保</p>	<p>有</p>	<p>国の目標値は、体制の確保</p>



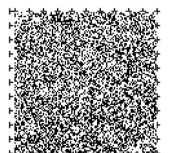
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。
- 県等が実施する新任研修や職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修などを通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

国の基本指針	<p>○県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</p> <p>○県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。</p> <p>さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。</p> <p>○利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■ 成果目標 ■

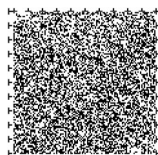
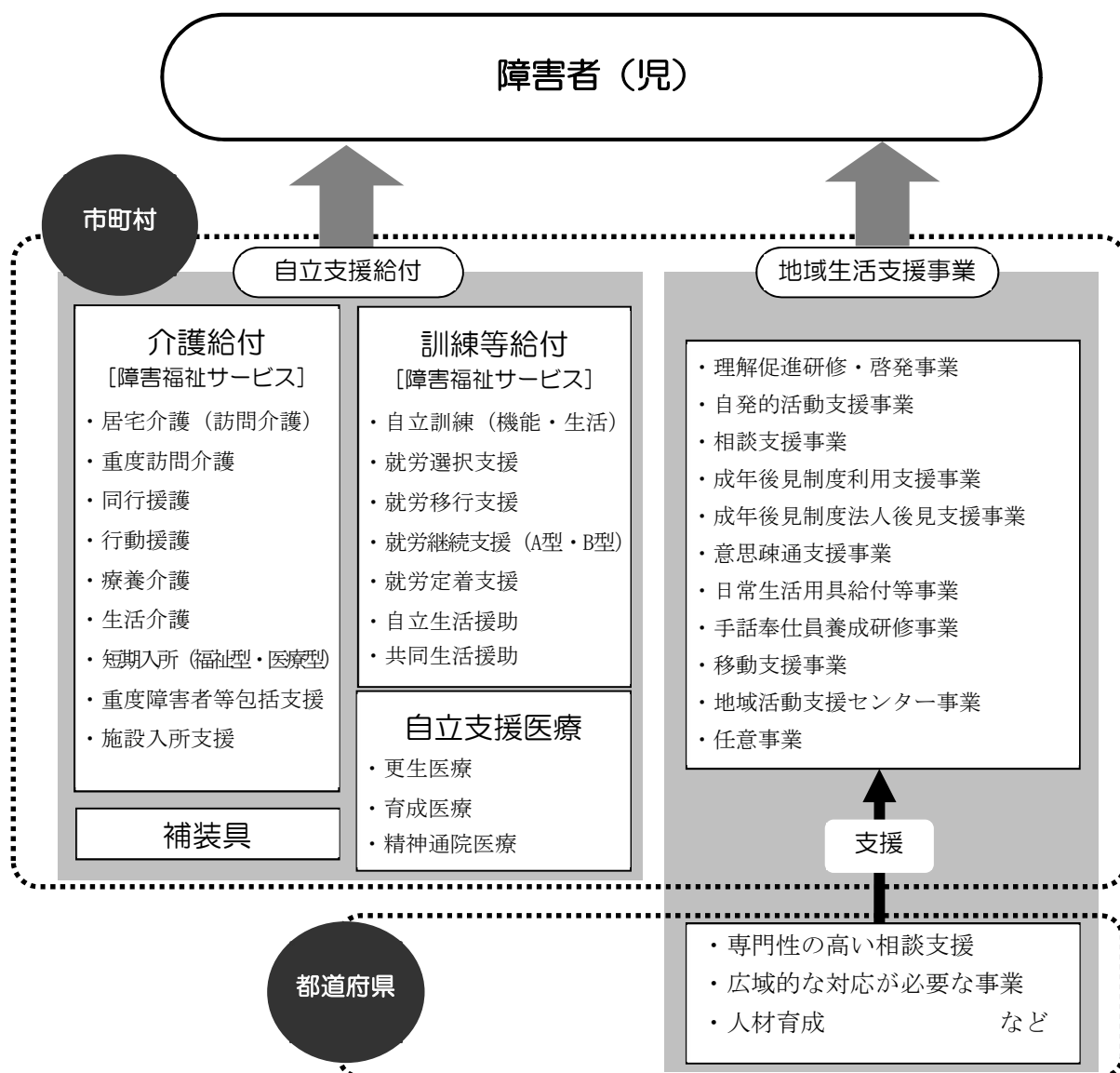
項目	数値等	備考
<p>【目標値】</p> <p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築</p>	有	国の目標値は、体制の確保



第2章 障害福祉サービス等の内容と見込量

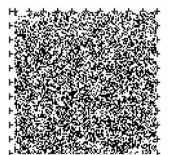
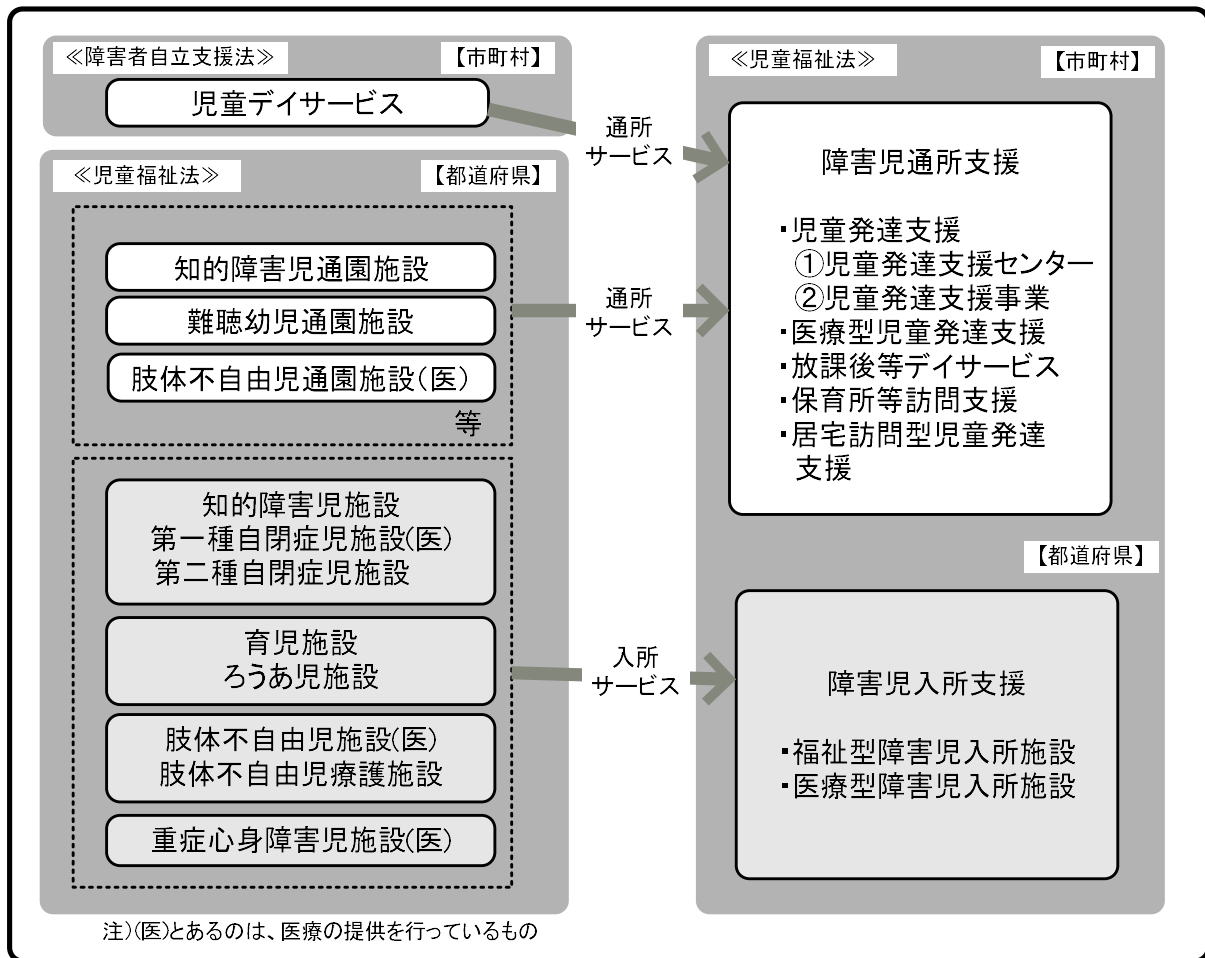
- 障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。
- 「障害福祉サービス」は、障害の種類や程度、サービスの利用に関する意向及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。
- サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■障害福祉サービスの全体像



- 障害児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。
- 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用について申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。なお、障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■障害児を対象とした施設・事業のイメージ



1 施設入所者の地域生活への移行等

(1) 訪問系サービス

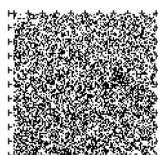
①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

サービス名	内 容
居宅介護	障害のあるかたの自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障害のあるかたの自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のあるかたの移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	障害のあるかたが行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障害のあるかたに、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

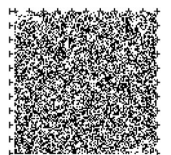
■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	実績			見込み				
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護		時間	3,553	3,734	4,160	時間	2,058	2,160	2,268
						人	191	200	210
重度訪問介護		時間	3,553	3,734	4,160	時間	1,463	1,536	1,612
						人	23	24	25
同行援護		時間	3,553	3,734	4,160	時間	537	563	591
						人	37	38	39
行動援護		人	216	218	259	時間	294	325	356
						人	19	21	23
重度障害者等包括支援		時間	216	218	259	時間	0	0	0
						人	0	0	0



■見込量確保のための方策■

○訪問系サービスについては、介助者の高齢化が進む中、利用対象者の増加が見込まれることから、地域の介護保険サービス提供事業者とも連携して参入を働きかけ、質の高いサービスが継続的に提供されるように努めます。



(2) 日中活動系サービス

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とするかたに対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

サービス名	内 容
生活介護	福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	常時介護を要するかたに、医学的管理のもと、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護するかたが病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

■見込量■ 「1か月当たり」

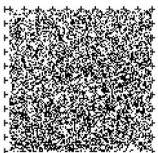
サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護		人日分	6,644	6,672	6,975	7,044	7,144	7,215
		人	340	345	355	358	361	364
	うち、重度障害者の利用者数	人	—	—	—	95	96	96
療養介護		人	23	24	20	20	21	21
短期入所（福祉型）		人日分	411	492	447	491	540	594
		人	51	64	70	77	84	92
	うち、重度障害者の利用者数	人	—	—	—	2	2	3
短期入所（医療型）		人日分	11	9	14	14	14	15
		人	2	2	3	3	3	4
	うち、重度障害者の利用者数	人	—	—	—	3	3	4

【各サービスの見込みの単位について】

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」= 「月間の利用人員」× 「1人1か月当たりの平均利用日数」



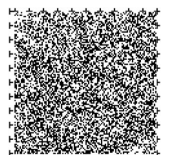
②自立訓練【訓練等給付】

障害者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)		人日分	0	1	29	29	30	31
		人	0	1	2	3	4	5
自立訓練(生活訓練)		人日分	66	102	69	71	73	75
		人	3	5	3	3	3	4



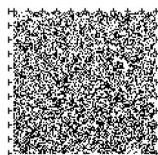
③就労支援【訓練等給付】

働く意欲のあるかたが、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。なお、就労先についてより良い選択ができるように支援を行う「就労選択支援」が創設されます。（※施行時期：令和4年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日）

サービス名	内 容
就労選択支援	就労先や働き方について、より良い選択ができるように就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難なかたに、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難なかたで、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しいかたに、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

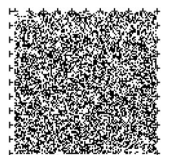
■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援		人	—	—	—	—	1	2
就労移行支援		人日分	366	481	606	630	655	681
		人	22	30	37	38	39	40
就労継続支援A型		人日分	570	580	671	677	683	689
		人	30	30	38	38	38	39
就労継続支援B型		人日分	7,006	6,886	6,696	6,696	6,700	6,767
		人	400	401	394	394	397	400
就労定着支援		人	7	7	6	6	6	7



■見込量確保のための方策■

- 日中活動系サービスについては、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。そのため、新規利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業所による提供体制の拡大等により必要量の確保に努めます。
- 特別支援学校卒業生や在宅で暮らす障害のあるかたの要望を見極めて、就労支援事業所の確保に努めます。
- 質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携強化を図ります。



(3) 居住系サービス

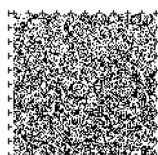
① 居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されているかたにはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立生活援助		人	1	3	3	3	4	4	
共同生活援助 (グループホーム)		人	262	278	267	283	299	316	
		うち、重度障害者の利用者数	人	—	—	—	17	18	19



②施設入所支援【介護給付】

夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

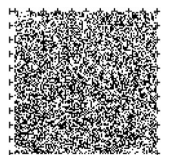
サービス名	内 容
施設入所支援	夜間に介護が必要なかたや、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しいかたに、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援		人	155	155	156	157	158	159

■見込量確保のための方策■

- 自立生活援助については、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。
- 共同生活援助（グループホーム）については、市内に数多く整備され充足しつつある状況です。今後の新たな事業参入の状況を見極めながら、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者と連携していきます。
- 施設入所支援が必要なかたに対しては、専門的な介護等が受けられる体制を確保します。



(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障害者の自立した生活を支え、障害者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

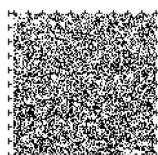
サービス名	内容
計画相談支援	障害のあるかたがサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	長期入院しているかたなどが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられないかたなどに対して、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援		人	232	228	218	220	222	224
地域相談支援 （地域移行支援）		人	1	2	2	3	3	3
地域相談支援 （地域定着支援）		人	7	5	6	6	6	6

■見込量確保のための方策■

- 計画相談支援については、障害のあるかたが抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実及び新規設置の促進を図り、相談支援専門員の資質向上に取り組めます。
- 入所施設や精神科病院等との連携を強化して、地域移行・地域定着支援体制の充実を図ります。
- 地域定着支援については、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。

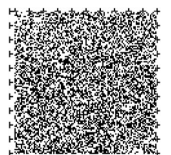


2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

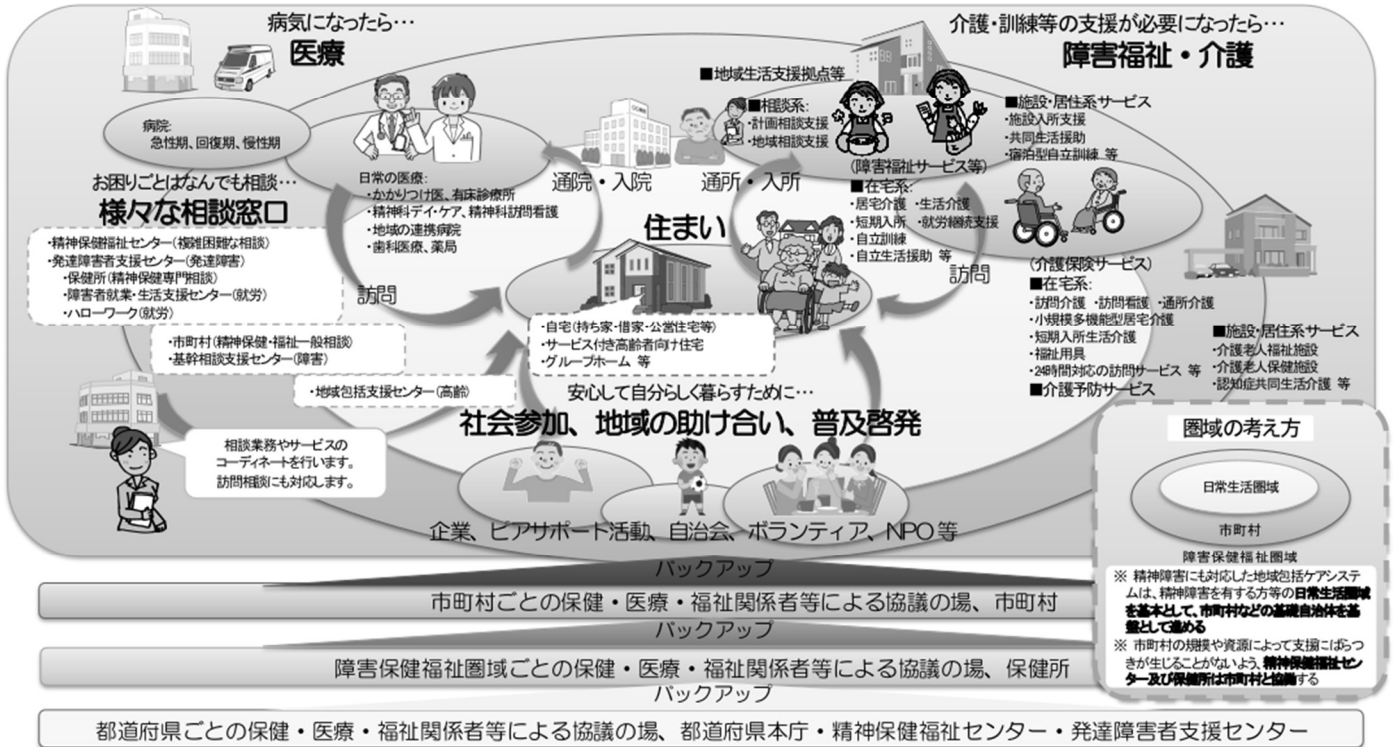
- 精神障害の程度にかかわらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携して、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援を推進する必要があります。
- 本市では「大里地域自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会」において保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築していきます。

■見込量■

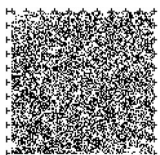
項目 \ 年度	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	1	3	3	3	3	3
協議の場への関係者の参加者数	人	24	63	64	65	65	65
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有無	無	無	無	有	有	有
	回	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	1	2	2	3	3	3
精神障害者の地域定着支援	人	1	1	2	2	2	3
精神障害者の共同生活援助	人	61	77	90	106	125	147
精神障害者の自立生活援助	人	1	0	1	1	1	1
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	人	—	—	—	2	2	2



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）



厚生労働省資料より



3 地域生活支援の充実

○地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図ります。

■見込量■

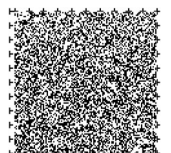
項目	年度	単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置数		箇所	13	14	15
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数		人	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数		回	1	1	1

4 福祉施設から一般就労への移行等

○就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていきます。

■見込量■

サービス名	年度	単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援		人	5	6	7
就労継続支援 A 型		人	1	1	1
就労継続支援 B 型		人	1	2	2



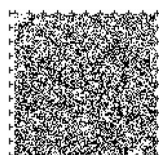
5 発達障害者等に対する支援

○発達障害児を持つ保護者を対象に、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の支援プログラム等を進めていくことが求められています。

○発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、不安や負担の軽減を図ることができる支援、また、情報や意見の交換を行う機会を設けるなど、当事者同士の交流を進めていきます。

■見込量■

項目	年度	単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		人	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数		人	1	1	1
ペアレントメンターの人数		人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数		人	45	45	45



6 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児通所支援

障害児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障害児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

サービス名	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

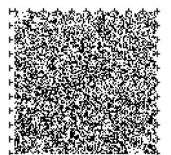
■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		人日分	490	596	585	590	595	600
		人	62	88	83	84	85	86
放課後等デイサービス		人日分	3,413	3,571	3,868	4,587	5,004	5,449
		人	223	258	303	330	360	392
保育所等訪問支援		人日分	1	0	1	1	1	1
		人	1	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		人日分	0	0	0	0	0	4
		人	0	0	0	0	0	1

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」= 「月間の利用人員」× 「1人1か月当たりの平均利用日数」



(2) 障害児相談支援等

障害児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

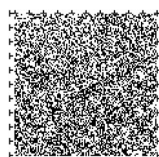
サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児など、医療的ケアが必要な障害児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援		人	28	27	26	26	27	28
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	2	2	3	4	4	4

■見込量確保のための方策■

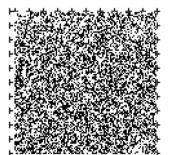
- 障害児支援については、障害のある児童が質の高い専門的な支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携してサービス提供体制の確保・拡大を図ります。
- 「居宅訪問型児童発達支援」について、新規利用希望者を把握するとともに、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、障害福祉サービス提供事業所と連携して、県等による研修への参加を進め、実施体制の確保を図ります。



(3) 障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障害児が、子ども・子育て支援サービス等を希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行います。

施設名	年度 単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用希望	受入可能	利用希望	受入可能	利用希望	受入可能
保育所	実人数	53	53	53	53	53	53
認定こども園	実人数	6	6	6	6	6	6
放課後児童健全育成事業	実人数	69	69	69	69	69	69
幼稚園	実人数	10	10	10	10	10	10
特定地域型保育事業	実人数	3	3	3	3	3	3
認可外（地方単独事業）	実人数	—	—	—	—	—	—



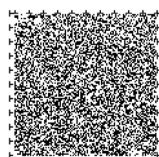
7 相談支援体制の充実・強化等

○相談支援体制を充実・強化し、障害の種別や複合・複雑化したニーズに対して断らず対応できる総合的・専門的な相談支援を行うことが重要です。

○本市は、「基幹相談支援センター」において、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

■見込量■

項目	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数		箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数		件	39	63	63	63	65	65
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数		件	16	19	19	19	20	20
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数		回	28	38	38	38	40	40
基幹相談支援センターによる個別事例の検証回数		回	—	—	—	212	200	200
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		人	1	1	1	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善								
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数		回	—	—	—	3	3	3
		事業者数	—	—	—	8	10	10
専門部会の設置数、実施回数		部会数	—	—	—	4	4	4
		回	—	—	—	28	28	28

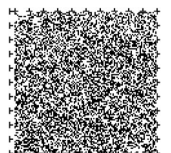


8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 県等が実施する新任研修や職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修などを通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

■見込量■

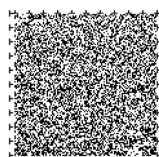
項目	年度	単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数		人	11	29	40	40	40	40
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）		有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数		回	12	12	12	12	12	12



9 地域生活支援事業の内容と見込み

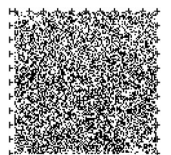
【必須事業】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のあるかたが日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のあるかたに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のあるかた、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の支払いが困難なかたについては、その経費の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本市は社会福祉協議会で実施しています。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかたのために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業（社会福祉協議会）
日常生活用具給付事業	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のあるかたとの交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得したかた）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター事業	利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。



【任意事業】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障害のあるかたの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	入浴することが難しい重度の身体に障害のあるかたがいたる家庭に入浴車を派遣します。
知的障害者職親委託事業	知的障害のかたの自立更生を図るため、一定期間、知的障害のかたの更生援護に熱意を有する事業経営者など（職親）に預け、生活指導や技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
社会参加促進事業	障害のあるかたのスポーツ大会を開催し、社会参加の促進や交流を図ります。また、障害のあるかたの文化芸術活動を振興するため、文化作品展を開催し、発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

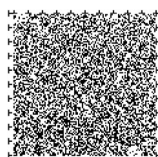


■実績■

		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込値)
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所	2	2	2
		設置の有無	有	有	有
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人	7	9	8
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	951	759	900
	②手話通訳者設置事業	人	2	2	2
日常生活用具 給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	11	8	7
	②自立生活支援用具	件/年	19	23	10
	③在宅療育等支援用具	件/年	12	17	14
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	17	16	29
	⑤排泄管理支援用具	件/年	3,106	3,253	3,442
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	7	2
手話奉仕員養成研修事業		講習終了者数	42	36	—
		登録者数	16	14	17
移動支援事業		か所	14	11	11
		人	44	44	45
		延べ利用回数	322	366	307
地域活動支援 センター事業	I型（向陽）	か所	1	1	1
		人	7	7	7
	その他（それいゆ、マルベリー）	か所	2	2	2
		人	212	256	254

▼地域生活支援事業（任意事業）の実績

		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込値)
日中一時支援事業		か所	10	8	7
		人	44	38	50
訪問入浴サービス事業		か所	4	4	4
		人	22	16	27
知的障害者職親委託事業		件/年	1	—	—
社会参加促進事業		参加者数	—	500	387
ふれあいスポーツ大会（スポーツ体験参加者数）		団体数	—	—	—
心の輪を広げる障害者文化作品展		参加者数	915	1,210	1,000
		出品者数	752	738	735

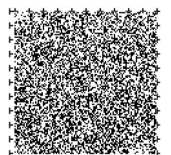


■見込量■

		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所	2	2	2
		設置の有無	有	有	有
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人	9	10	11
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	900	900	900
	②手話通訳者設置事業	人	2	2	2
日常生活用 具給付等事 業	①介護・訓練支援用具	件/年	11	12	13
	②自立生活支援用具	件/年	24	25	26
	③在宅療育等支援用具	件/年	17	18	19
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	24	26	28
	⑤排泄管理支援用具	件/年	3,603	3,772	3,949
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		登録者数	18	20	22
移動支援事業		か所	12	13	14
		人	51	58	65
		延べ利用回数	347	392	443
地域活動支 援センター 事業	自市町村分	か所	1	1	1
		人	228	228	228
	他市町村分	か所	2	2	2
		人	19	19	19

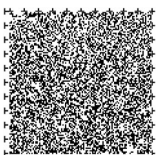
▼地域生活支援事業（任意事業）の見込量

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	か所	8	8	8
	人	38	38	38
訪問入浴サービス事業	か所	4	4	4
	人	16	16	16
知的障害者職親委託事業	件/年	—	—	—
社会参加促進事業 ふれあいスポーツ大会	参加者数	500	500	500
心の輪を広げる障害者文化作品展	参加者数	1,100	1,100	1,100

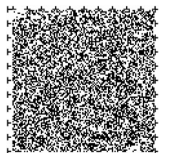


■見込量確保のための方策■

- 障害のあるかたの地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら障害福祉サービスを確保するため、大里地域自立支援協議会において提供体制の充実を検討していきます。
- 障害のあるかたの総合的な相談や市内相談機関などとの連携を強化し、障害のあるかたのニーズに対応する断らない相談支援体制の構築を図ります。
- 身近な地域でより多く手話奉仕員が活動できるよう、養成研修による人材の育成に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、社会福祉協議会と連携して、広報や相談支援事業などを通じて、必要なかたが利用できるよう制度の周知に努めます。
- 任意事業については、制度の周知を行い、必要な事業の充実・強化に努めていきます。



第3編 計画の推進



第1章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、様々な社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を強化する必要があります。本計画は、以下のそれぞれの役割に基づき、着実な推進に努めます。

(1) 市の役割

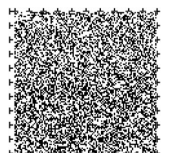
- 地域における障害者福祉を進める主体として、障害のあるかたなどのニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町などと連携しながら、地域の実情に合ったきめ細かな施策を計画的に推進します。
- 市は、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域、家庭、学校の役割

- 地域や家庭、学校で、障害や障害のあるかたに対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- 障害のあるかたが地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めることが必要です。

(3) 当事者団体、事業所、企業の役割

- 当事者団体は、障害のあるかたの生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- 事業所は、障害福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のあるかたの意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。
- 企業は、障害のあるかたの雇用を積極的に進めるとともに、障害のあるかたに配慮した環境づくりに取り組むことが必要です。

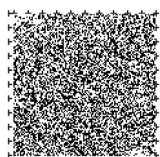
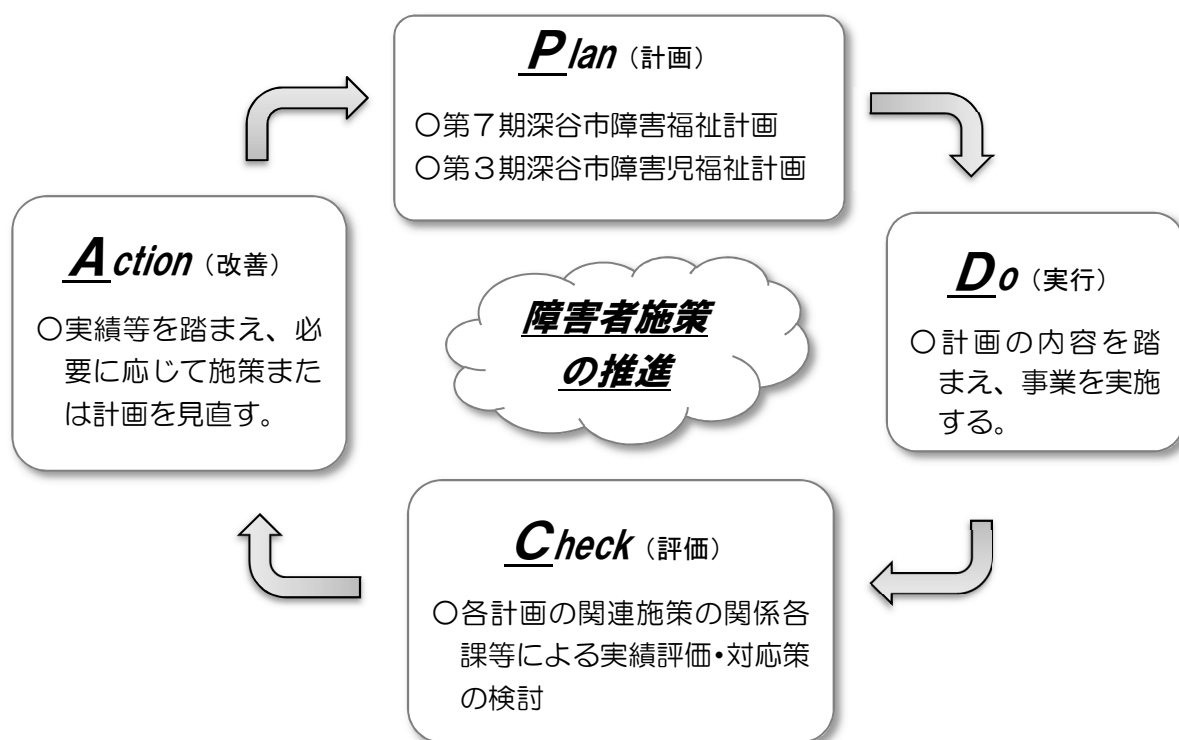


2 計画の点検・進行管理

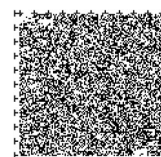
○本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）による進捗状況の分析に努め、実効性のある計画を目指します。

○計画の全体的な進捗状況を毎年度把握し進行管理を行い、必要に応じて施策または計画を見直し、改善を図ります。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



資料編



資料1 策定委員会設置要綱

深谷市障害者プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、深谷市障害者計画、深谷市障害福祉計画及び深谷市障害児福祉計画（以下「プラン」という。）の策定に当たり、障害者等に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、深谷市障害者プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの進捗管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他障害者施策関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

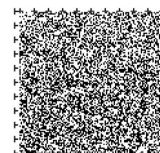
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

附則

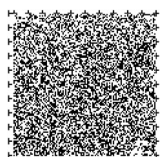
この要綱は、平成23年9月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

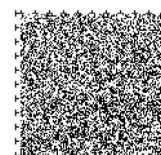


資料2 委員名簿

令和5年度深谷市障害者プラン策定委員会 委員名簿

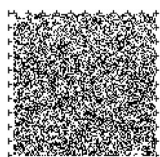
(敬称略)

	団体名、役職等	氏名	要綱で定める団体又は機関
委員長	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 教授	野村 政子	学識経験者
副委員長	障害者支援施設 春陽の里 施設長	橋本 昌教	社会福祉施設関係者
委員	深谷市視覚障害者福祉協会 運営委員	黒木 義雄	障害者団体関係者
委員	深谷市聴覚障害福祉協会 文化部部長	塚越 貴仁	障害者団体関係者
委員	深谷市手をつなぐ育成会 理事	坂田 正彦	障害者団体関係者
委員	深谷市精神障害者とその家族を守る会 「ハートフルフレンズ」 会長	須永 規彦	障害者団体関係者
委員	深谷市民生委員・児童委員協議会 副会長	増田 守和	民生委員・児童委員
委員	埼玉県社会福祉事業団 花園 副園長	一澤 太	社会福祉施設関係者
委員	社会福祉法人 ふかや精神保健福祉の会 まゆだま ジョブサポートはふたえ 管理者	仲村 努	社会福祉施設関係者
委員	社会福祉法人 さくら会 ポプラ母子通園施設 施設長	山崎 幸子	社会福祉施設関係者
委員	埼玉県立熊谷特別支援学校 教諭 (特別支援教育コーディネーター)	市川 由香	教育関係者
委員	埼玉県立深谷はばたき特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	水野 美幸	教育関係者
委員	深谷市教育委員会 学校教育課長	兵頭 一樹	教育関係者
委員	熊谷公共職業安定所 統括職業指導官	松本 正明	労働関係者
委員	株式会社 UACJ グリーンネット 深谷事業所 所長	船木 美恵子	労働関係者
委員	深谷市音訳・朗読ボランティア はなみずき 代表	山本 育子	ボランティア団体関係者
委員	埼玉県熊谷保健所 副所長	小泉 優理	その他障害者施策関係者
委員	深谷市障害者基幹相談支援センター うらら 相談支援員	米山 拓也	その他障害者施策関係者



資料3 策定経過

《 時 期 》	《 策定経過 》
令和5年 10月	事業所アンケート 市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所、市の基幹相談支援センター、委託相談事業所 11 事業所 (実施期間：10月16日(月)から10月25日(水)まで)
10月	関係課等調票調査(計画内容の確認)
12月 13日	第1回 深谷市障害者プラン策定委員会 【協議事項】 ・第5次深谷市障害者計画、第6期深谷市障害福祉計画、第2期深谷市障害児福祉計画の進捗状況について ・第7期深谷市障害福祉計画、第3期深谷市障害児福祉計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
令和6年 1月	パブリックコメント(意見の聴取)の実施 (実施期間：1月10日(水)から1月31日(水)まで)
3月	計画策定

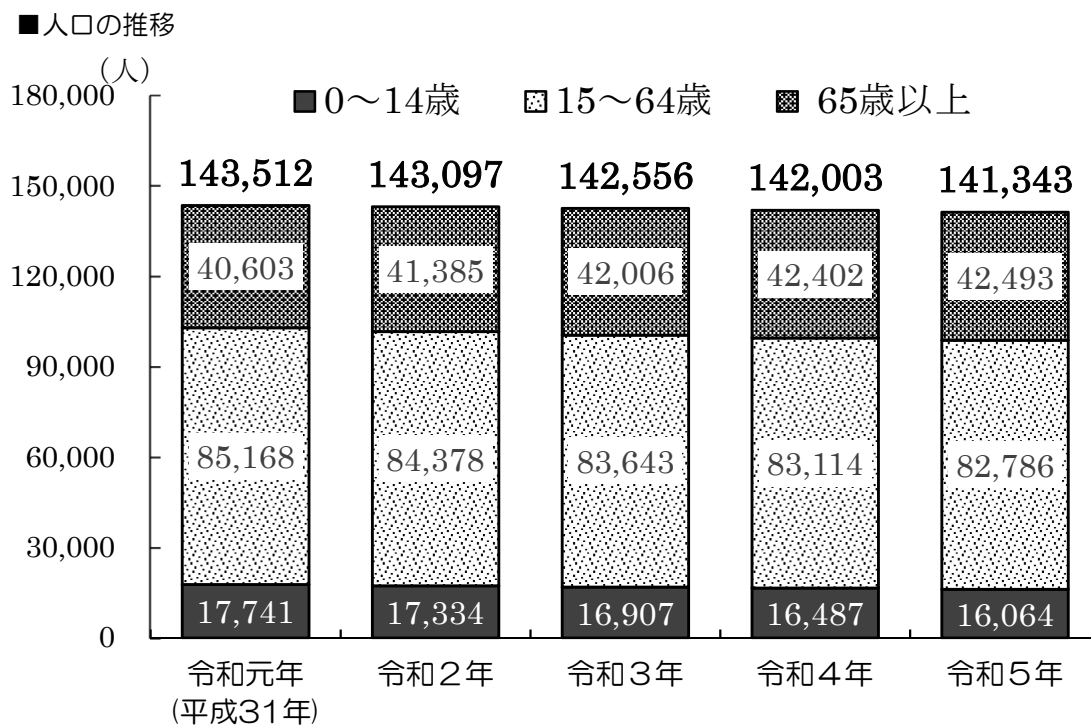


資料4 統計データ

1 人口の推移

○令和5年の総人口は141,343人ですが、減少傾向が続いています。

○年齢別構成比の推移をみると、65歳以上の構成比は令和元年（平成31年）に28.3%でしたが、令和5年は30.1%に上昇しています。

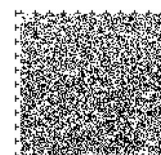


■年齢別構成比の推移

<上段：人、下段：割合>

	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	143,512	143,097	142,556	142,003	141,343
年少人口 (15歳未満)	17,741 12.4%	17,334 12.1%	16,907 11.9%	16,487 11.6%	16,064 11.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	85,168 59.3%	84,378 59.0%	83,643 58.7%	83,114 58.5%	82,786 58.6%
高齢者人口 (65歳以上)	40,603 28.3%	41,385 28.9%	42,006 29.5%	42,402 29.9%	42,493 30.1%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



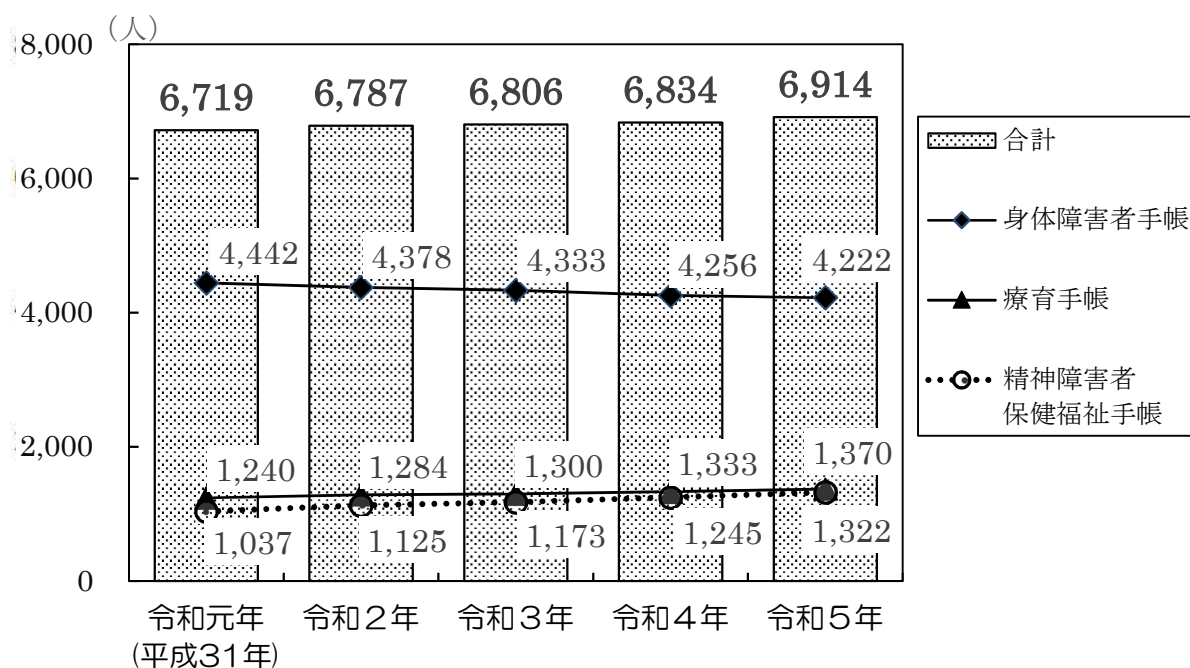
2 障害者（児）等の推移

（1）障害者手帳所持者の推移

○本市の障害者手帳の所持者は、令和5年4月1日現在6,914人で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は4.9%となっています。

○障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が令和5年に4,222人で61.1%を占めています。

■障害者手帳所持者の推移

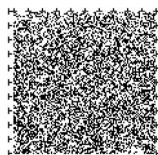


資料：県総合リハビリセンター（各年4月1日現在）

注）障害者手帳：身体障害のある人は「身体障害者手帳」、知的障害のある人は「療育手帳」、精神障害のある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口に占める割合	4.7%	4.7%	4.8%	4.8%	4.9%



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

○身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和元年（平成31年）に4,442人でしたが、その後減少して令和5年は4,222人となっています。

○障害の等級別では、1級（重度）の所持者が最も多く、令和5年は1,518人です。

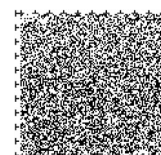
○障害部位をみると、肢体不自由（上肢、下肢障害・体幹機能障害・脳原性運動機能障害）が最も多く、令和5年は2,000人で身体障害者の47.3%を占めています。

■身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

		令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計		4,442	4,378	4,333	4,256	4,222
年 齢	18歳未満	96	85	83	74	73
	18歳以上	4,346	4,293	4,250	4,182	4,149
等 級	1級（重度）	1,550	1,552	1,548	1,505	1,518
	2級	751	732	727	704	677
	3級	641	621	613	620	612
	4級	984	967	949	952	953
	5級	294	288	282	272	266
	6級（軽度）	222	218	214	203	196
障 害 部 位	視覚障害	407	399	402	395	380
	聴覚・平衡機能障害	325	325	323	312	316
	音声・言語・そしゃく機能障害	48	42	45	48	46
	肢体不自由	2,284	2,194	2,130	2,047	2,000
	内部障害	1,378	1,418	1,433	1,454	1,480

資料：県総合リハビリセンター（各年4月1日現在）



(3) 療育手帳所持者（知的障害）の状況

○療育手帳所持者の推移をみると、令和元年（平成31年）の1,240人から令和5年は1,370人に増加しています。

○年齢別では、令和5年は18歳未満が307人、18歳以上が1,063人といずれも増加しています。

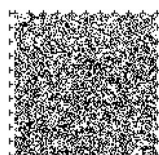
○障害の判定（等級）別でみると、令和5年はB判定（中度）が421人で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

		令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計		1,240	1,284	1,300	1,333	1,370
年齢	18歳未満	300	300	287	292	307
	18歳以上	940	984	1,013	1,041	1,063
等級	㊤（最重度）	254	252	248	256	254
	A（重度）	301	304	308	307	314
	B（中度）	368	388	389	405	421
	C（軽度）	317	340	355	365	381

資料：県総合リハビリセンター（各年4月1日現在）



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和元年（平成31年）の1,037人から令和5年は1,322人で285人増加しています。

○障害の判定（等級）別でみると、令和5年は2級（中度）が788人で最も多くなっています。

○自立支援医療（精神通院）対象者も増加しており、令和5年は2,316人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（単位：人）

		令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計		1,037	1,125	1,173	1,245	1,322
等級	1級（重度）	120	133	123	133	136
	2級（中度）	629	667	701	744	788
	3級（軽度）	288	325	349	368	398

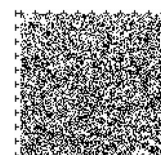
資料：県立精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

■自立支援医療費（精神通院）対象者の推移

（単位：人）

	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療費 対象者	1,878	2,007	2,248	2,251	2,316

資料：県立精神保健福祉センター（各年4月1日現在）



(5) 難病患者の状況

○「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障害をもたらす慢性疾患の総称です。障害者総合支援法が施行され、法の対象となる障害の範囲に「難病等」が追加されたことで、法令で定められた疾患については、障害福祉サービスの対象となっています。

○本市では、指定難病特定医療費を受給している人は、令和5年現在で915人です。

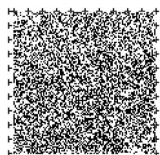
■指定難病特定医療費受給者の推移

(単位：人)

	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	806	836	916	916	915

資料：熊谷保健所（各年3月31日現在）

注) 難病：発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

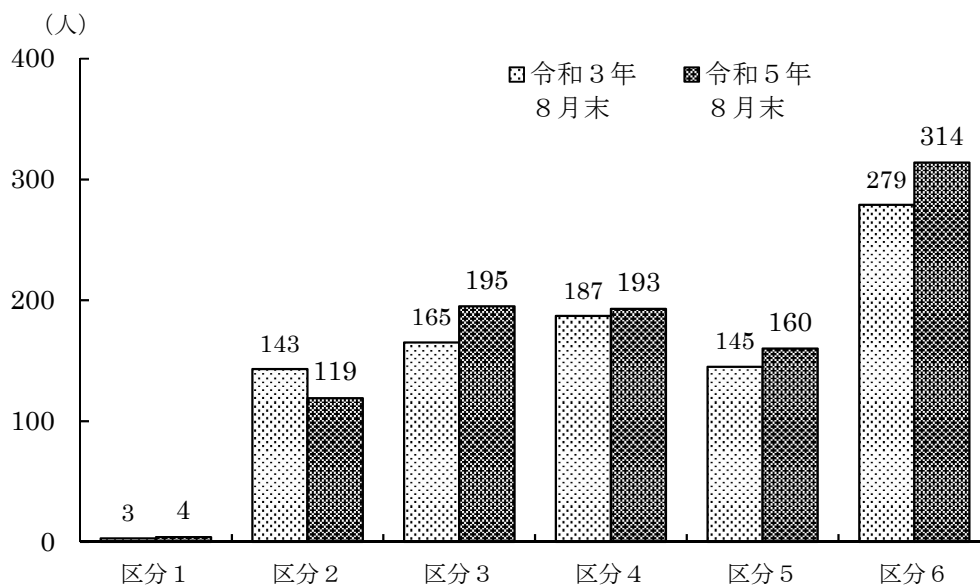


3 障害支援区分別の認定者数

○本市の障害支援区分別認定者数を区分別で見ると、令和5年は「区分6」が314人で最も多くなっています。

○障害種別では、令和5年は身体障害が219人、知的障害が560人、精神障害が205人、難病が1人となっています（重複障害を含む）。

■障害支援区分別認定者数



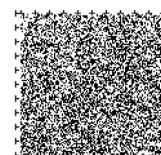
■障害支援区分別認定者数（障害別）

（単位：人）

		身体障害		知的障害		精神障害		難病	
		令和3年	令和5年	令和3年	令和5年	令和3年	令和5年	令和3年	令和5年
↑軽度	区分1	1	2	1	2	1	0	0	0
	区分2	11	14	57	36	75	68	0	1
	区分3	32	32	83	85	49	78	1	0
	区分4	36	32	116	116	35	45	0	0
↓重度	区分5	36	36	103	114	6	10	0	0
	区分6	97	103	179	207	3	4	0	0
合計		213	219	539	560	169	205	1	1

資料：障害福祉課（各年8月末現在）

注）複数の手帳所持者は重複して計上しています。



4 教育の状況

○市内には小学校が19校、中学校が10校あり、令和5年現在、特別支援学級は小学校に55学級（234人）、中学校に28学級（127人）です。特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しています。

○特別支援学校の在籍者は、令和5年現在、小学部46人、中学部27人の合計73人です。

■特別支援学級の在籍者数の推移 (単位：学級、人)

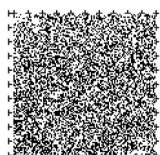
年		令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	45	48	53	53	55
	児童数	158	181	205	211	234
中学校	学級数	24	25	29	28	28
	生徒数	63	82	105	115	127

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移 (単位：人)

年	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	40	44	51	45	46
中学部	35	39	41	35	27
合計	75	83	92	80	73

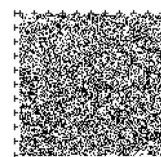
資料：学校教育課（各年5月1日現在）



資料5 障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、主に次のようなものがあります。これらのマークを見かけた場合には、障害のある方が活動しやすいようご理解とご協力をお願いします。

マーク	概要
	障害者のための国際シンボルマーク (障害者に配慮された施設や交通機関の表示)
	身体障害者標識 (肢体不自由により運転免許に条件がある身体障害者が運転する自動車の表示)
	聴覚障害者標識 (聴覚障害により運転免許に条件がある身体障害者が運転する自動車の表示)
	耳マーク (難聴や失聴などの聴覚障害があることを表示。手話、筆談対応可能な従業員がいることを示す)
	視覚障害者のための国際シンボルマーク (視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した施設などの表示)
	オストメイトマーク (人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)のトイレなどの表示)
	ハートプラスマーク (内臓などの身体内部に障害のあることを表示。個人で身につけたり、自動車に貼付するのは内部障害者・内臓患者に限られる。)
	ほじょ犬マーク (身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の啓発のための表示)
	ヘルプマーク (外見から分からなくても、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるための表示)



第7期深谷市障害福祉計画
第3期深谷市障害児福祉計画

発行：令和6年3月

企画・編集：深谷市 福祉健康部 障害福祉課
〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号
電話：048-571-1011（直通）FAX：048-574-6667
URL：<http://www.city.fukaya.saitama.lp/>

